

第 36 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A	参加者数	8名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	コーディネーター基礎				
司会	永井 友幸 (大阪大学)	発表 記録	石原 佳奈 (関西学院大学)		

記 録

<分科会の概要>

障がい学生支援の実務経験が1, 2年の方を対象とした分科会とし、日々の対応の中での戸惑いや、疑問、合理的配慮についてわからないことなど、支援者の不安や課題に対するなんでも懇談の場として、率直な意見を交えながら、支援担当者としての視点や役割などについて考える機会とした。

<参加者>

6 大学より 8 名が参加した(内訳:私立大学所属 8 名)

<内容>

自己紹介とともに各大学より部署の紹介、日々の業務の中でのお困り事や他大学への質問等を共有いただきながら懇談を行った。

◆合理的配慮の説明について

複数の大学から、学生への合理的配慮の説明機会として オープンキャンパスや入試前の面談 の段階から説明時間を設けていることが報告された。

また、入学後も 各学期の開始時など、学校生活の節目で「合理的配慮とは何か」を学生と確認する機会を設定している大学が多かった。特に、高校と大学では配慮に対する考え方が大きく異なるため、大学での配慮申請は本人主体であり、意思表示が必要であることを丁寧に説明する重要性を再確認した。

◆保証人や教員への理解促進について

最近では保証人の面談するケースが増えており、職員側も複数名で対応するなど工夫をしているとの情報提供があった。保証人からは強い要望が出る場合もあるが、本人のニーズとのずれが生じる可能性にも注意しつつ、保証人視点の情報は参考になる場合があることが共有された。

また、教員へは FD 研修や新任教員研修、パネル展示、「なんでも質問日」を設ける等多様な取り組みが紹介された。特に、合理的配慮は「教育機会の保証」であるという認識を持ってもらえるよう、継続的に働きかけているとの報告があった。

◆支援者(サポート学生)育成について

各大学における派遣状況として、身体障害(肢体不自由、聴覚障害)、学習障害のある学生への支援実績が多く、手書き・パソコンテイク、移動支援、字幕付けや文字起こしの活動が紹介された。育成担当者は、身体障がい学生担当コーディネーターや育成専門のコーディネーターが担当したり、サポート学生自身が講師となったりするなど様々であった。また、PEP-Net Japan 主催の講習参加や、他大学から講師を招くなど、外部機関の活用もみられた。

一方で、サポート学生の急な活動不可への対応、支援ツール普及による、ノートテイク需要の減少が課題として共有され、サポート学生のモチベーション維持が大きなテーマとなっている。これに対し、このサポート学生同士のつながり強化を目的とした交流会の開催や、工夫共有の場作り等の取り組みが紹介された。

◆合理的配慮通知の書式について

各大学から合理的配慮配慮通知の様式や記載内容が紹介された。記載項目としては、診断名、特性、修学上困難となる事柄、本人の目標、オンライン対応についてなど様々であり、情報量の充実とコンパクト化の両方を意識した見直しが進んでいる大学もあった。また、配付までに時間を要する場合、学生自身に教員への説明を依頼し、同意を得ている大学があることが共有された。さらに、配付の長期化を改善するため、システム化に向けた整備を進めている大学もあった。配付手続きの長期化や記載量の多さは、複数大学で共通の課題となっていた。

◆自己研鑽の方法について

個人での知識向上の取り組み方法が共有された。日本学生支援機構、京都コンソーシアム、AHEAD JAPAN、PEP-Net Japan などの研修への参加、学内での事例検討会、専門職との議論、実際のケース対応から学ぶことの重要性 が挙げられた。特に、実践を通じた学びが、各障害特性や合理的配慮の理解を深めることに繋がったという経験談も語られた。

以上

第 35 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B	参加者数	7名(内幹事2名)	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	コーディネート応用(2~3年以上)				
司会	土橋 恵美子 (同志社大学)	まとめ 発表	鶴野 恵子 (桃山学院大学)		
記 録					
<p>&lt;分科会の概要&gt;</p> <p>合理的配慮の内容の検討や判断には、対話を通じてアセスメントを行うため、知識やスキル等の専門性が求められるが、ケースにより根拠資料のあり方や学内(他部署や教員)調整が必要となる。本分科会では、再調整となった困難事例や迷ったケース、学内連携の難しさについて、事前アンケートをもとに懇談し、トラブルや時間を要したケースの対応と対策について意見交換・情報交換を行った。</p> <p>&lt;参加者&gt;7大学より7名が参加した(内訳:私立大学7)。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>事前アンケートの回答を配付し、参加者から自己紹介とともに事例回答の補足説明を伺った。それぞれの課題や検討事項に対し、合理的配慮の構成要素と照らし合わせ、何をポイントに考えればよいかを考える場とした。</p> <p><b>事例1:</b>支援につなげたい保証人と支援を拒む学生との入学前面談で親子間の意見の相違があり、本人の意思表示が得られない場合にどのように対応していけばよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から支援の必要性が感じられなくても、本人の意思をくみ取り合理的配慮の説明を丁寧に行う。</li> <li>・入学段階ですぐ配慮につながらなくても、いつでも相談できる窓口があることを本人に伝えておく。</li> <li>・親子を分けた面談も行い、それぞれの意思や個別のニーズを探る。</li> <li>・大学生活をどのように過ごしていくかを主治医と相談することも提案された。</li> <li>・大学のカリキュラム(対面やオンライン授業の混在、コミュニケーションが求められる授業が多数あること等)の情報提供を行う。</li> </ul> <p><b>事例2:</b>定期試験(対面)の代替にオンライン受験を検討する場合の学内連携が難しく、合理的配慮の共通認識をどのようにしたら構築していけるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のルールへの変更調整や試験監督の人員配置等、担当所管がどれくらい調整可能とするか。</li> <li>・専任と兼任教員の認識の違いや対応可能な範囲も異なるため、最終的に学部がどう判断するか。</li> <li>・評価に関わる科目担当教員と代替を判断する「学部」、環境調整を管轄する「教務課」、「支援室」それぞれの役割の違いを理解したうえで、代替の提案をする。</li> <li>・前例のない事例に接し、立場の異なる教職員が新たな対応を求められる場面で、合理的配慮の理論にどのように寄せていけるか。</li> </ul> <p><b>事例3:</b>会議審議に十分な時間が取れないため、合理的配慮に特化した会議体の設立を提案中である。どのようにしたら教員の理解や協力が得られるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮文書の作り方、確定、発出までの流れについて各大学の現状について情報交換を行った。</li> <li>・学部と支援室の立ち位置や役割を理解したうえで、大学としての合理的配慮の提供を行う。</li> <li>・合理的配慮にあたるものがどのようなものかを申請書裏面に記載するなど理解を深めてもらう。</li> <li>・紛争時のことも考える必要がある。調整委員会が準備されている大学もあった。</li> </ul>					

第 36 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C	参加者数	18 名(内 4 名幹事)	会場	キャンパスプラザ京都 (第 4 講習室/4 階)
テーマ	障がいのある学生のキャリア支援 (学内支援と多職種連携)				
司会・進行	村田 (京都大学)	まとめ発表	田中 (精華大学)	記録	鈴木 (大谷大学)
グループ進行	梅本 (京都外国語大学) 田中 (精華大学) 鈴木 (大谷大学)				
記 録					
<p><b>&lt;分科会の概要&gt;</b></p> <p>障害のある学生に対するキャリア教育・支援は修学支援と同様に重要なものですが、学内の支援体制づくり、外部の支援機関や企業等との連携、学生に対する早期からのアプローチ、本人の自己理解や家族との共通認識など、難しい課題が少なくありません。</p> <p>本分科会では、各大学の事例や課題について情報交換しつつ、外部資源 (多職種) との連携事例など、それぞれの立場で明日からの業務や実践に取り入れていけるような知識や情報を共有することを目的とします。障害学生支援の担当者はもちろん、キャリア支援部署や学生相談部署等の担当者、その他、ひろく学生支援や教務に関わる教職員の皆さんにもご参加いただければと思います。</p> <p><b>&lt;参加者&gt;</b></p> <p>大学、短期大学より 18 名が参加した (内訳：国公立大学 2、私立大学短期大学 12)。※関西以外の地域から 2 大学 2 名参加あり</p> <p><b>&lt;内容&gt;</b></p> <p>スタートアップとして、司会の村田先生から概要説明とグループワークでの話題提供があり、3つのグループに幹事がファシリテーターとして配置され、グループごとにディスカッションを 2 部制で行った。1 部と 2 部の間に、村田先生から各グループで出た内容の方向性の確認と、軌道修正の助言が行われた。</p> <p>ラップアップとして、横のつながりの重要性と学外リソースの有効活用についての案内があった。</p> <p>◆グループディスカッション①</p> <p>キャリア支援を教育的視点でみて、合理的配慮の提供手続き方法や配慮制度を利用する学生についての共有からスタートするグループや、学外のアルバイトへ繋ぐ前に、学内において、就労支援をいろいろな部署で横断的に支援する大学の事例紹介もあった。また、キャリア支援と障害学生支援の縦割りによる問題点や学外の就労支援機関と連携をとり、利用学生の課題を探り返してもらえる等、大学によってリソースの活用が様々であることも報告にあった。</p> <p>◆グループディスカッション②</p> <p>キャリア支援に自己理解は必須であるが、自身のできないことで終わるのではなく、ここまでできるが、この部分が難しいので、手伝ってほしい方法について提示できるのが望ましい。そういった部分へのアプローチ方法を模索中。外部との連携と学内での外部講師を呼んで行う講座を有効活用する。ハローワークの新卒応援を利用。</p> <p>◆総括</p> <p>課題と展望として、司会の村田先生より、以下の内容が共有された。一機関だけではなく、縦・横のつながりを前提に考えていく。学外から実態が見えにくい高等教育であること、高等教育側から資源が見えにくい、共通認識の希薄さ、ロールモデルの重要性、ジョブ型雇用の可能性と職場 (環境) アセスメントの重要性、必要となるサポート (支援) とリソース (資源) を知る。</p>					

第 36 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	D	参加者数	12 名 (内幹事 2 名)	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	発達・精神障がい学生の支援を考える				
司会	楠 敬太 (佛教大学)	発表	寺尾 藍子 (京都精華大学)	記録	寺尾 藍子 (京都精華大学)
記 録					
<p>&lt;分科会の概要&gt;</p> <p>大学には、精神障害や発達障害のある学生にとって多くの社会的障壁が存在しており、その結果、学生が不平等な状況で学ばざるを得ない場合がある。しかし、学生が抱える学習上の困難を軽減し、学びの環境を整えるためには、合理的配慮の提供を調整するだけでは不十分なことが少なくない。そのため、学内外の関係部署や多様なリソースと連携し、より包括的で持続可能な支援体制を構築することが求められる。そこで本分科会では、精神障害・発達障害のある学生にとって学びやすい環境をどのように整えていくかについて、さまざまな視点から意見交換を行った。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>大学より 12 名が参加した(内訳:国公立大学 3 名、私立大学 9 名)</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>○自己紹介・在籍する大学の現状の共有</p> <p>○通学が困難な学生の対応・オンラインについて</p> <p>出席要件を設けていない大学、期末試験がなく毎回の授業でのテストで成績評価を行っている大学、試験受験の条件として 3 分の 2 以上の出席を求めている大学等、大学によって出席の扱いは様々であった。資格取得を目指す医療系・教育系の学部を有する大学では、厳格な基準に基づいたカリキュラムになっており、出席が求められる授業が多く、オンラインでの代替が難しい場合も多いとのことだった。その様な場合でも、資料の再配布や課題提出や試験時の配慮を提供している大学が多かった。</p> <p>オンラインでの受講は、選択肢の 1 つとしては検討されるものの、実際に提供された事例は少なかった。オンラインの受講を検討する際に、「本来学びたいことが学べるのか」「オンラインにしたとして本当に障壁が解消されるのか」ということを本人と丁寧に話し合っているという大学もあった。また、オンラインに代替をしたとしても、辛うじて画面の前に座っている状態の学生もおり、その状態で十分に学ぶことができているのかについて疑問が残るケースもあることが共有された。その様な場合、休学も選択肢となるが、保護者の強い意向や経済的事情によって修学を継続する場合もあり、その調整を行うケースもあるとの事例が示された。また、診断書に「オンラインでの受講が必要」と記載されており、本人が強く要望してくるケースや、教員からのネガティブな反応が見られる場合もあり、各大学で対応に苦慮していることについても共有された。</p> <p>いずれのケースにおいても、本人だけでなく、医療機関や保護者、教員など周囲を巻き込んで方法を検討していくことが必要なのではないかとの意見が示された。</p> <p>○合理的配慮以上の対応が求められる学生への支援</p> <p>各大学からは、合理的配慮のみでは対応が難しい事例についても共有された。例えば、実習において発達特性による対人コミュニケーションの困難が生じたケース、知的障害のある学生がグループワークへの参加に負</p>					

担を感じているケース、これまでの教育課程で十分に学習していない内容が大学の専門教育で求められたケースなどが報告された。

また、レポート作成が困難な学生に対して、過去のレポートを用いた添削指導を行うことで改善につながった事例や、パニックに伴う他害行為が見られる学生への対応について、学外機関との連携を検討している事例なども共有された。

いずれのケースにおいても、障害学生支援室と本人のみの調整だけでは対応が難しく、教員、医療機関、保護者、学外機関などと連携しながら支援を検討していく必要があることが確認された。

また、様々な学生が大学での学びに参加できるということは、多様性の推進の一助となり、それぞれの学生の価値にもつながり、大学の価値を高めることにもつながるという点が重要であるという考えが共有された。

第 36 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	E	参加者数	13名 (内幹事4名)	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	支援体制・学内外連携を考える				
司会	西浦 由季子 (佛教大学)	まとめ 発表	松波 めぐみ (大阪公立大学)	記録	山口七重 (関西学院大学)
記 録					
<p>&lt;分科会の概要&gt;</p> <p>本分科会では、参加者に自大学のリーフレット等を持参いただき、各大学における支援体制や障がい学生支援に関するマネジメント全般について情報交換および意見交換を行った。初めに自己紹介を行い、事前アンケートの事例をもとに各大学における支援体制や学内外連携の課題について、懇談した。参加者は、事務職員、コーディネーター、教員など多職種の参加であり、活発な意見交換の場となった。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>大学より13名が参加した(内訳:国公立大学2名、私立大学11名)。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>事例:本人から自発的に出てこず(発話/出席)、気が付けば欠席して連絡が取れない。気になるけれども、どこまでやるべきか?</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学生が来ない・連絡が取れない問題の共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ以降、対人不安や通学困難などを理由に登校できない学生が増え、入学前から不登校のまま進学し、教職員・支援部署・保護者が連絡しても繋がらないケースも多い。</li> <li>・学生が全く反応しない場合に大学がどこまで追うべきか。</li> </ul> </li> <li>2. 入学前の相談・アセスメントの重要性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験時の配慮は入試担当部署が行っており、入学まで情報が共有できていない等の課題。</li> <li>・入学前に不登校の経緯、医療歴、選択理由を丁寧にヒアリングし、「通えなかったらどうするか」まで確認する大学もある。通学制を選んだ理由を深く問うケースも多い。</li> </ul> </li> <li>3. 学部と支援部署の連携・アセスメントの課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人と保護者の話を分けて聴き、ミスマッチを把握する。心理面のアセスメントを活用し「本人の意向」を丁寧に引き出す。</li> <li>・複数部署で連携して支援計画を立てる必要がある。実習がある学部では障害特性と実習可能性の確認が不可欠。緊急対応(意識消失など)など、事前調整が必要なケースもある。</li> <li>・「やりすぎる支援」は学びの機会を奪う可能性もある。</li> </ul> </li> <li>4. 高校との連携不足・情報不足の課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学前相談が直前になる等、高校での支援内容が大学へほとんど引き継がれないケースが多い。</li> <li>・「大学は支援機関ではなく学びの場」であることを理解いただく。線引きが重要。高校と異なる教育環境であり、親子への丁寧な説明が必要。</li> </ul> </li> <li>5. 保護者対応の難しさ <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の不安感が大きく、本人の代弁者となり、本人の声が聴けない等の課題がある。母子関係が密接で本人の自立困難ケースも多い。</li> <li>・感情的・強い訴えをする保護者も一定数存在しており、複数での対応が必要。組織として共有・分担しないと個人が疲弊する。心理士によるアセスメントが有効に働く場合もある。</li> <li>・セルフアドボカシーを育む、「大学=安全に失敗できる場づくり」が必要。</li> </ul> </li> </ol>					

#### 6. 合理的配慮と学部との役割分担

- ・相談部署と配慮実施部署(学部・学科)は本来別。合理的配慮を決定するのは学部であり、相談部署はサポート役。どこまでが大学として対応すべきが明確に伝える必要がある。

#### 7. 配慮文の授業担当者への配付方法

- ・大学によっては事務室が教員に文書を送る場合、学生が持参する場合など運用は異なる。
- ・学生自身が持参する場合は、自立をサポートし、授業担当者に顔を知ってもらえるメリットもあるが、知られたくない学生については事務室より送付しているケースもある。

#### 8. 医療的ケアと緊急対応(てんかん・アレルギー等)

- ・合理的配慮と医療的ケアは別の扱い。教員が専門的処置を行う義務はない。
- ・保健センターとの連携等、緊急フローを大学として整備しておく必要がある。
- ・AED使用の可否、エピペン対応などは事前の合意と医療機関との連携が必要。
- ・リスクの高いケースでは本人・保護者と事前に契約書や同意を取る例もあり。

#### 9. その他

- ・「知られたくないが支援は受けたい」ケースは次回の課題。

以上